

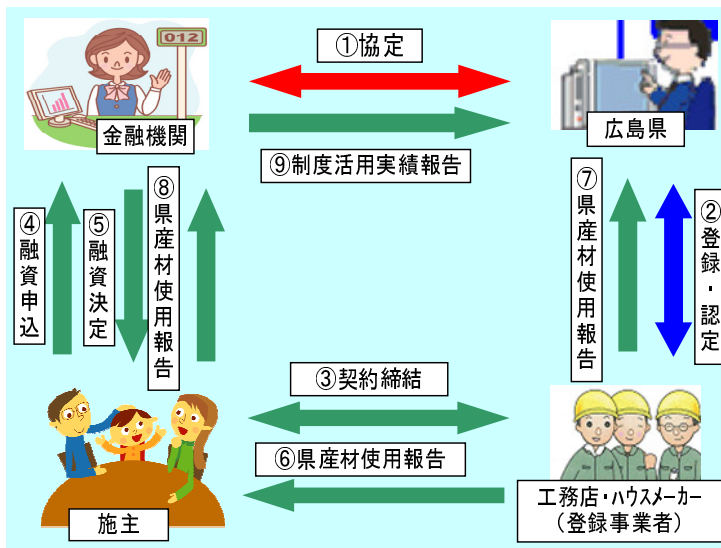
# ひろしまの森に木づかう家融資制度

施主が、住宅ローンを利用し、住宅を新築、改築又は増築する際に、知事が登録した登録事業者と県産材を利用する旨の契約を締結し、この契約に基づいて、県産材が一定以上使用されている住宅を新築等した場合、金融機関から通常よりも低利な融資が受けられる制度です。



広島県

# 1 制度のしくみ



役割分担	
金融機関	金利の決定 請負業者報告（認定証等）の受理
広島県	県産材使用基準の決定 事業者の登録 実施状況の取りまとめ
登録事業者	県産材使用量の確認 県産材使用量の報告

### 登録事業者の要件

- 県内の業者
- 建築士登録又は建設業法登録
- 県産材に対して一定の知識

⇒上記要件を満たすものに対し県が登録

住宅建築

ひろしまの森に木づかう家の認定

# 2 ひろしまの森に木づかう家とは…

県内に自ら居住するために新築、増築又は改築された一戸建て木造住宅（二世帯住宅及び併用住宅（併用住宅の場合は総延床面積のうち居住用に係る床面積の占める割合が50%以上）を含む）で次の条件を満たす住宅です。

### ○ 県産材使用量等に関する条件

区分	新築住宅・増築住宅	改築住宅
県産材の使用率	主要構造部材に使用する材積のうち県産材を60%以上使用する住宅	—
県産材の使用量	—	県産材の使用量が3 m <sup>3</sup> 以上
対象面積	延床面積が55 m <sup>2</sup> 以上	—

※ 主要構造部材とは、梁、桁、柱、間柱、土台、母屋、棟木、大引、垂木、筋交い、根太

### ○ その他の条件

- ・ 法令に適合した住宅
- ・ 金融機関の融資基準に合致する住宅



### 3 本融資制度が受けられる金融機関

本融資制度の実施に際し、県と協定を締結した金融機関

※ なお、金利等の金融商品の内容については、直接、融資金融機関にお問合せください。

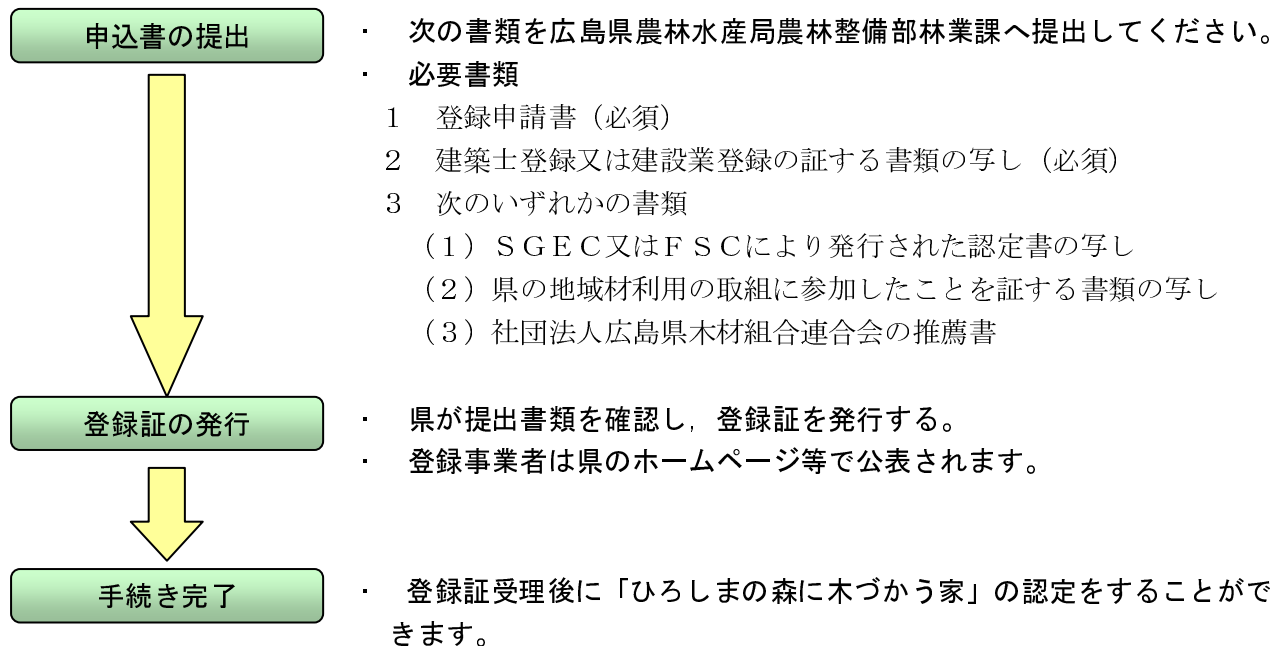
### 4 登録事業者

登録事業者とは、本融資制度の対象となる「ひろしまの森に木づかう家」の認定を行うため、知事の登録を受けた者をいいます。

○ 登録事業者の要件（次の要件を満たす必要があります。）

- ・ 県内で住宅を設計し若しくは販売し、又は住宅の新築等の工事を請け負う者
- ・ 次のいずれかの者
  - 建築士法第23条に基づく建築士事務所の登録を受けている者
  - 建設業法第3条第1項の規定に基づく建築工事業又は大工工事業の許可を受けている者
- ・ これまで県産材の利用を図ることを目的として活動している者又は知事が県産材の基礎的知識を有していると認める者

○ 登録事業者の登録手続きは次のとおりです。



○ 登録事業者の責務

- ・ 本制度を活用した住宅に関する県産材使用の報告
- ・ 木材使用量計算書、関係図面、県産材証明書類の保管（竣工後5年間）

なお、虚偽申請等により、不正に低利融資を受ける行為に加担するなど不正が明らかになった場合は、登録を取消するとともに取消事由及び氏名をHP等で公表します。

## 5 低利融資の手続（金融機関への申込み方法）

住宅を新築等し、本融資制度を受けるためには次の手続が必要です。

- 登録事業者の建築契約（登録事業者との契約に次の条項を設ける必要があります。）
  - ・ 「ひろしまの森に木づかう家」の基準に適合する住宅を新築等すること。
  - ・ 手続に関する書類は、登録事業者が責任を持って取り揃えること。
- 金融機関への申請  
上記の契約締結後、速やかに金融機関に次の書類を添えて申込みを行ってください。
  - ・ 「ひろしまの森に木づかう家」融資制度申込書
  - ・ 施主と登録事業者との間で締結した契約書の写し
  - ・ 登録事業者の登録証の写し
  - ・ その他の書類については、融資金融機関に御確認ください。
- 金融商品の内容
  - ・ 金利等の商品の内容については、融資金融機関に御確認ください。

## 6 必要書類について

- 登録事業者に関する書類  
登録申請書等の様式は、県庁農林水産局林業課に備え付けています。
- 低利融資に関する書類  
低利融資申請書等の様式は、県庁農林水産局林業課又は融資金融機関に備え付けています。

## 7 申込み・問合せ先

- 融資制度、登録事業者に関すること  
広島県 農林水産局 農林整備部 林業課  
住 所 〒730-8511 広島市中区基町10-52  
電話番号 082-513-3688（ダイヤルイン）  
E-mail [nouringyou@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:nouringyou@pref.hiroshima.lg.jp)
- 低利融資の内容に関すること  
直接、融資金融機関にお問合せください。

### 『ひろしまの森に木づかう家』の条件

県内で伐採されたことが明らか  
な木材

産地証明書



契約書

伐採届

合法木材供給事業者の納品書



**（新築・増築）**

○ 県産材を住宅の主要構造部材に60%以上使用かつ延べ床面積が55㎡以上

**（改築）**

○ 県産材を3㎡以上使用